



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	企画者はしがき. 台湾における社会権保障の現状と問題点
Author(s)	鄭, 明政
Description	シンポジウム「台湾における社会権保障の現状と問題点」 = Symposium "Present Status and Problems of Social Security Rights in Taiwan"
Citation	北大法学論集, 63(5), 3-5
Issue Date	2013-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51799
Type	other
File Information	HLR63-5_002.pdf



企画者はしがき

鄭 明 政

以下に掲載するのは、二〇一二年八月二四日に北海道大学公法研究会において開催された国際シンポジウム「台湾における社会権保障の現状と問題点」の報告および質疑・討論の記録である。このシンポジウムは、「司法による生存権の保障及び権利の促進の可能性——日米台の整合的研究」（日本学術振興会科学研究費補助金研究活動スタート支援）の一環として企画されたものであり、台湾、日本、およびアメリカ憲法学を専門とする研究者に報告していただいた。本研究は、とりわけ生存権について、司法による実効的な権利救済を確立すべきとの見地から、生存権の規範性やその内容をより明確にし、立法院の判断の尊重といった民主的正統性の問題を克服しつつ生存権の実効的救済を可能にする司法のあり方について探求するものである。

企画者が二〇〇二年に修士課程に進学した頃は、新自由主義の興隆もあって、台湾および日本の政治の局面においては、台湾の陳水扁總統の「経済発展優先路線（優先経済發展、社福暫緩）」および日本の小泉内閣の「構造改革路線」が掲げられ、社会保障給付が抑止されてしまった。学説においても自己決定や自己責任等のキーワードがもてはやされ

ていた。このような風潮のもとで、台湾憲法一五条及び日本国憲法二五条の生存権条項の権利性は弱まりつつあり、生存権研究も「斜陽産業」とまで言われている。しかし、企画者は、「権利あるところに救済あり」というもつとも基本的な法原理を重視しており、抽象的で曖昧な生存権の捉え方に疑問を抱き続けている。経済的不況といった社会的「事実」と、憲法に明記されている生存権という「規範」との関係において、裁判所は社会的・経済的弱者の救済にどのように対処すべきか。このような問題意識から、企画者は、社会権に関する憲法訴訟について研究し続けている。

このシンポジウムにお招きした報告者は、企画者と同じ問題意識を共有し、社会権を中心に、社会保障制度をめぐる実態や諸理論に詳しい憲法学者である。

許慶雄氏（台湾・淡江大学教授）からは、現在の台湾における社会権保障の実態と顕在化している問題を紹介していただいた他、日本の議院内閣制において内閣総理大臣の民主的正統性をより確保すべきとの見地から、解散制度の運用における問題を指摘していただいた。

黄舒芃氏（台湾・中央研究院副研究員）からは、自由権を制約する法律と財産権を制約する法律について展開された台湾の司法院の大法官解釈における立法裁量論を比較しつつ、社会保障立法に対する大法官会議の姿勢について報告していただいた。

周宗憲氏（台湾・国立勤益科技大学助理教授）は、台湾憲法に明記されている生存権について、台湾で初めて具体的権利であると説いた研究者である。同氏からは、台湾の社会救助法や全民健康保険制度について、憲法の視点からその運用における問題を指摘していただいた。

また、岩本一郎氏（北星学園大学教授）からは、以上三氏の報告についてコメントをいただいた。同氏には、ロールズの「憲法的正義」という概念とおして、台湾の生存権理論と日本の生存権理論を架橋していただいた。

本シンポジウムにおける報告および質疑応答の内容が、日本と台湾の生存権を軸とした社会権に関する研究の更なる発展に少しでも寄与できれば幸いである。

本シンポジウムの企画にあたっては、中村睦男先生（北海道大学名誉教授）、常本照樹先生（北海道大学大学院法学研究科教授）から様々な助言と援助をいただいた。また、シンポジウム当日の通訳として、宋峻杰氏（北海道大学大学院法学研究科研究員）、楊迪耕氏（北海道大学大学院法学研究科博士課程）に、校正では、落合研一氏（北海道大学アヌ・先住民センター助教）、児玉弘氏（北海道大学大学院法学研究科博士課程）、橋場典子氏（北海道大学大学院法学研究科博士課程）に、その他のシンポジウムの運営では黄淨愉氏（北海道大学大学院法学研究科博士課程）、陳怡君氏（北海道大学大学院法学研究科特別聴講生）台湾・淡江大学交換留学生）にご協力いただいた。なお、本シンポジウムの開催にあたっては、財団法人社会科学国際交流江草基金会および日本学術振興会科学研究費補助金（研究活動スタート支援・課題番号：二三八三〇〇二）から助成を受けている。